循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

概要

東京 23 区では、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。最終処分場について、全国の各自治体では、新たな処分場の確保が難しい状況から、延命化に向けた様々な取り組みが行われています。23 区においても、東京港の新海面処分場を埋め尽くした後の埋立候補地は、目処が立っていません。

また、大量生産・大量消費社会が招く資源の枯渇や温室効果ガスによる地球温暖化など地球環境への悪影響が進むなかで、これらを防止するための国際的な取り組みが急務となっています。平成17年2月に京都議定書が発効され、地球環境保全に向けた取り組みは、新たな段階を迎えています。

こうした状況にあって、ごみ処理やリサイクルの分野において、私たちが環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定され、その中で発生抑制(リデュース:Reduce)が最も優先され、次いで再使用(リユース:Reuse)再生利用(リサイクル:Recycle)を進めるという、いわゆる3Rの考え方が共通認識となりました。区は、「練馬に循環型社会システムを実現し、人と環境が共生する都市をつくる」ことを基本方針とし、循環型社会の形成に向けた施策を進めています。

練馬区における計画体系と計画の方針

区は、「練馬区長期総合計画」の環境分野を担う計画として、平成5年に「練馬区環境基本計画」を策定し、「環境保全型都市・練馬」を目指して、総合的な環境施策を進めてきました。また平成8年には、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が都から区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と、清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例」(平成11年12月16日条例第55号)および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」(平成11年12月16日条例第56号)を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」の策定と「練馬区リサイクル推進計画」の改定を行い、さらに、区の環境施策の基本的方向を再構築し、区民・事業者・区の役割をより明確するため、環境基本計画を全面的に改定し、「練馬区環境基本計画2001-2010」を策定しました。

なお、平成17年度末には、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」と「練馬区リサイクル推進計画」を改定する時期であったため、それぞれの計画を改定しました。

「練馬区一般廃棄物処理基本計画」および「練馬区リサイクル推進計画」には、以下の

方針が定められています。

(1)練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画(平成18年度~平成32年度)

本計画は、「練馬に循環型社会システムを実現し、人と環境が共生する都市をつくる」ことを基本理念とし、「区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、協働することにより、次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、緑に恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまち」をめざす都市像としました。

さらに、「循環型まちづくり」を実現していく上で、新聞の販売店回収が全国に先駆けて当区で始まったように、集団回収や店頭回収など、区民・事業者ができることから多種多様な循環づくりを展開することが「練馬区らしい」循環型まちづくりの姿であり、これをめざして行くことを施策展開の基本としています。

(2) 練馬区リサイクル推進計画(平成18年度~平成22年度)

本計画では、以下の基本方針に基づき、施策を体系化し、様々な事業を展開しています。また毎年度、各事業の進捗状況を点検し、年度別の目標が達成されているかの点検を行っています。

リサイクルは、単に廃棄物の資源化にとどまらず、廃棄物そのものの発生抑制をめざすものでなければならない。

この目的を達成するために、つぎに掲げる事項の順に仕組みづくりを進める ものとする。

基本方針

- (1) 廃棄物の発生抑制を図ること。
- (2) 再使用を再生利用に優先すること。
- (3) 再生利用に当たっては、燃料としてではなく、材料として利用する方法を優先すること。
- (4) 廃棄の段階では、なるべく環境に負荷を与えない方法で適正に処理すること。

基本方針

区民、事業者および区は、自らの責務を果たし、役割を分担するとともに、 協働してリサイクルの推進に努めなければならない。

(計画の内容および進捗状況については、区のホームページ等で公表しています。)

循環型社会にむけた3R事業の推進

私たちがものを生産・消費するという社会経済活動の中で、循環型社会を構築していくための取り組みとして、以下の3つのRを推進する様々な活動を、国が中心となって進めています。

不用となるものをできるだけ作らない(減量する)ことを \mathbf{R} educe (リデュース) 不用となったものをごみ(廃棄物)とするのではなく再使用することを \mathbf{R} euse(リユース)

不用となったものを資源として再生利用することをRecycle(リサイクル)といいます。 区も、この3R事業に積極的に取り組んでいきます。

練馬区循環型社会推進会議

平成 10 年 7 月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」が設置され、区民、事業者、学識経験者の参加のもとに、平成 12 年 4 月の清掃事業移管後におけるリサイクル推進のあり方について、様々な検討・協議が行われ、これらの検討結果に基づき、区は、「練馬区リサイクル推進条例」を制定しました。

この条例の中で、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者、学識経験者からなる「練馬区循環型社会推進会議」を設置することとしました。

この会議は、区長からの諮問に応じて、リサイクル推進のための基本的事項やリサイクル推進計画、廃棄物の減量および処理に関する基本的事項等について審議することとしています。

平成 12 年 6 月に発足した第 1 期の会議体では、リサイクル推進計画の進捗状況、春日町 リサイクルセンターの建設、レジ袋の削減等について審議を行いました。

平成 14 年 6 月に発足した第 2 期の会議体では、区長からの諮問事項である「リサイクルの推進のための基本的な事項等」および「リサイクル推進計画」の 2 点について主に審議を行い、平成 15 年 7 月に答申をまとめ、この答申に基づき、同年 10 月リサイクル推進計画の改定を行いました。

平成 16 年 6 月に発足した第 3 期の会議体では、区長からの諮問である「廃棄物の減量および処理に関する基本的事項」と「リサイクルの推進のための基本的事項」について審議を行い、平成 17 年 10 月に答申が行われ、これを受けて、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」および「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

統計から見た清掃とリサイクルの推移

1 ごみ量の推移

区が収集するごみには、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみがあります。(表1)・(グラフ1)に示すとおり区の人口が毎年増加しているにもかかわらず、平成14年までは区が収集するごみの総量は毎年減少してきました。

しかし平成 15 年度は不燃ごみの量が増えたこともあり、総量において平成 6 年度以降はじめて前年度を上回りました。なお、平成 17 年度は可燃ごみが減少したこともあり、総量においても前年度を下回っています。これを区民一人当たりのごみ量でみると、(表1)・(グラフ1)に示すとおり一人当たりの排出量は毎年減少してきています。近年の傾向として可燃ごみは減少傾向にあるものの、不燃ごみは増加または横ばい傾向にあります。不燃ごみをいかに減らしていくかが大きな課題といえます。

2 ごみの組成

平成 17 年に行ったごみの排出実態調査によって得られた、可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものが(グラフ 2)です。可燃ごみ、不燃ごみともに、区が資源として回収しているものが、それぞれ約 3 4 %・ 2 6 %程度ごみとして捨てられている状況にあります。

3 資源回収量の推移

区では、次項で示すとおり古紙、びん、缶、ペットボトルなどの資源を様々な方法で

回収しており、その量は(表2)や(グラフ3)のとおりです。なお、古紙回収量につ いては、近年持ち去り行為による減少傾向にありましたが、平成 17 年度には古紙の持ち 去り行為の禁止を規定した条例に改正するとともにパトロールを強化したことにより、 4年ぶりに増加となりました。

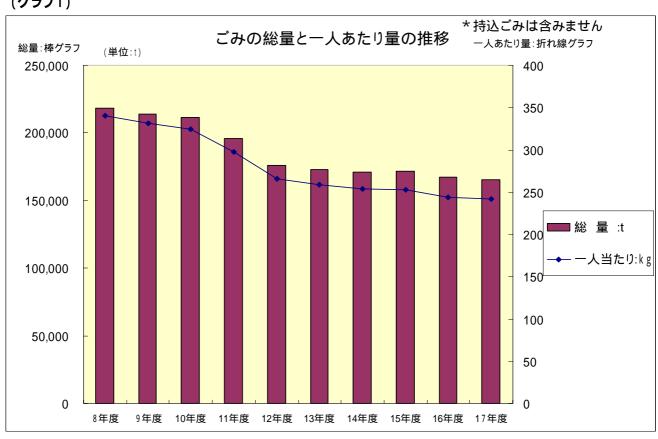
練馬区が収集するごみの区民一人あたり量の推移 (表1)

1 人口は、各年度とも1月1日現在の外国人登録数を含む人口です。回収量の単位はトンです。

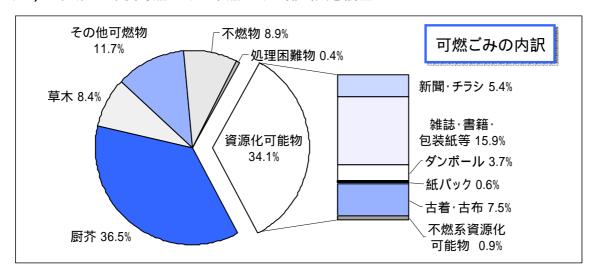
		8年度	9年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16年度	17 年度
人口	単位∶人	641,017	645,859	651,901	657,119	662,383	668,842	674,912	679,863	684,365	686,237
可	168,978	170,335	167,295	164,062	152,874	133,567	131,555	129,776	129,104	124,300	123,574
燃	263.6	267.2	259.0	251.7	232.6	201.6	196.7	192.3	189.9	181.6	180.1
不	45,129	46,322	42,479	42,370	37,970	37,005	36,325	36,509	37,281	37,857	36,868
燃	70.4	72.7	65.8	65.0	57.8	55.9	54.3	54.1	54.8	55.3	53.7
粗	4,166	4,266	4,063	4,709	4,954	5,700	4,842	4,680	5,156	4,946	5,262
大	6.5	6.7	6.3	7.2	7.5	8.6	7.2	6.9	7.6	7.2	7.7
計	218,273	220,923	213,837	211,141	195,798	176,272	172,722	170,965	171,541	167,103	165,704
	340.5	346.6	331.1	323.9	298.0	266.1	258.2	253.3	252.3	244.2	241.5

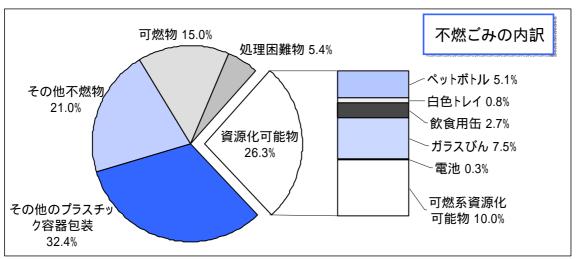
(平成 17 年度のごみ量は速報値)

(グラフ1)



(グラフ2) 平成17年度可燃ごみ・不燃ごみの排出実態調査より





(表2)

区が収集するごみ量と資源回収量の推移

単位:t

		8年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
	可燃 ごみ	168,978	167,295	164,062	152,874	133,567	131,555	129,776	129,104	124,300	123,574
清掃事業	不燃ごみ	45,129	42,479	42,370	37,970	37,005	36,325	36,509	37,281	37,857	36,868
業	粗大ごみ	4,175	4,063	4,709	4,954	5,700	4,842	4,680	5,156	4,946	5,262
	資源		572	1,116	3,270	19,602	22,409	21,906	20,258	19,972	21,543
	事業以)資源	9,842	10,925	11,485	12,963	12,313	13,473	13,558	14,472	15,458	16,464
合	計	228,124	225,334	223,742	212,031	208,187	208,604	206,429	206,271	202,533	203,711

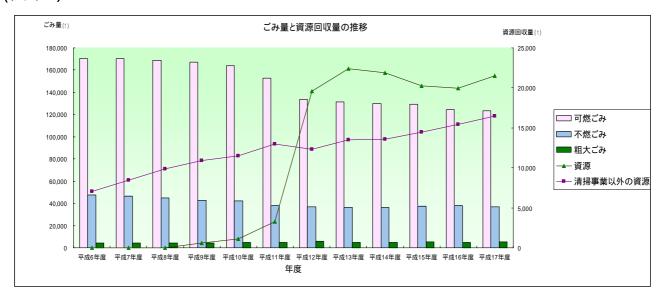
(平成 17 年度は速報値)

- * 清掃事業欄の資源は、現在の集積所を使った古紙回収を指しています。
- * 清掃事業以外の資源は、集団回収と行政が行うびん・缶・ペットボトルの街区路線回収お

よびペットボトル・紙パック・乾電池・古布を公共施設や販売店などの拠点を使って回収を行う拠点回収の合計値です。

* 平成 12 年度に資源回収量が大幅に増加したのは、可燃ごみ収集を週3回から2回収集とし、 1 回を古紙回収としたことにより、約1万3千トンの古紙回収量が増加したことによりま す。

(グラフ3)



平成 17 年度は速報値です。

第10章 ごみの発生を抑制する

普及啓発事業

1 ごみ減量、リサイクルについての情報発信

区は、ごみ減量、リサイクルについての情報を様々な方法で区民・事業者に提供しています。一例をあげますと、3Rの紹介ページを加えた「練馬区の資源・ごみの分け方と出し方」のパンフレットを平成16年に区内全世帯に配布しました。また、清掃とリサイクルの現状を区民に分かりやすく伝え、ごみ処理に係る経費を公表することで、区民一人一人に「ごみを減らしていこう」という意識を持ってもらうことを目的として、小冊子「練馬区の清掃とリサイクルを考える」も発行しました。

また、区報や練馬区テレホン・ファクスサービスおよび区のホームページなどで環境・ 清掃・リサイクルに関する様々な情報提供も行っています。

2 環境・リサイクルフェア

ごみ減量・リサイクルの普及・啓発および環境への意識を高めることを目的として、練馬まつりと同じ日に、南町小学校で「環境・リサイクルフェア」を開催しています。平成 17 年度は、「世代をつなぐ"もったいない"の合言葉」をテーマに、区民の活動団体や資源回収事業者 20 団体が、様々な工夫を凝らした展示や実演により環境・リサイクルに対する意識啓発を図るための催しを行いました。

3 清掃事務所の様々な活動

清掃事務所は、単にごみの収集、運搬を行うだけでなく、ごみの減量や正しい排出方法、 リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導、啓発活動を行っています。そ の主な例として、以下のような活動を行っています。

(1)ふれあい指導

区民・事業者の方々と直接対話しながら、ごみの正しい出し方やリサイクルの推進 について、理解と協力を得るための活動を行っています。また集積所の改善や不法投 棄の防止などの取り組みも行っています。

(2)ふれあい環境学習

これからの循環型社会を担っていく子どもたちへの環境学習の一環として、主に小学校4年生を対象に、学校の事業の中で「ふれあい環境学習」を行っています。「ごみや資源の処理の流れ」「正しい分別のしかた」をパネルや環境広報車を使って説明しています。

(3)青空集会

町会や集積所単位で行う出前講座。ごみ・資源の分け方と出し方を模擬のごみを使って実践し、ごみの分別と資源化をお願いしながら、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらっています。

(4) 大規模建築物に対しての排出指導

1,000 ㎡以上の事業用建築物の所有者に対して立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関して直接指導、助言を行っています。平成 17 年度は 181 件に立入り調査を行いました。

さらに、平成 17 年度に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」および「練馬区リサイクル推進条例」を改正し、大規模建築物に対する廃棄物保管場所および再利用対象物保管場所の設置義務の対象となる建築物の延べ面積を 3,000m2 以上から 1,000m2 以上へ拡大し、あわせてワンルームマンションを対象に加えるなど、指導を強化しました。

また、年2回、大規模建築物の責任者に対して講習会を実施し、ごみの発生抑制、リサイクルの推進、ごみの適正処理に対する意識の向上を図っています。

4 リサイクルセンター

資源の有限性や環境に配慮した循環型社会システムの実現と、人と環境が共生できるまちづくりを目指し、平成9年3月に関町リサイクルセンターが、続いて平成14年10月に春日町リサイクルセンターが開館しました。センターには、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室などの施設があり、区民が中心となって、様々な事業を行っています。

センターで行っている主な事業は、以下のとおりです。

(1)手作り教室の開催と生活用品の修理など

さき織り、牛乳パックを使った紙すき、生ごみからのたい肥づくりなど不用品を使ったリサイクル製品作りや衣類のリフォーム教室、おもちゃの修理などを定期的に行

っています。また、リサイクルや環境問題を扱った講座も開催しています。

(2)不用家具等の展示・販売

家庭で不用となった木製家具類(日用雑貨品を含む)の内、再使用に適するものを 無償で引き取り、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売しています。平成 17 年度は、合計 2 0 ,4 1 8 点、1 1 ,2 0 7 ,6 0 0 円の展示販売実績がありました。

(3)リサイクル情報の収集・提供

リサイクルに関する情報・資料(書籍・視聴覚資料など)を収集し、区民に提供しています。また事業内容などを載せた情報誌「みんなの広場」(関町リサイクルセンター)や「じゅんかん」(春日町リサイクルセンター)を発行しています。

なお、関町リサイクルセンターについては、平成 12 年度から、春日町リサイクルセンターについては、平成 16 年度から、公募で選ばれた区民を中心に組織された「練馬関町リサイクルセンター活動機構」と「練馬環境学習交流機構」が自主的な運営を行っていましたが、それぞれ平成 17 年度から指定管理者となって自立した運営を行っていきます。

5 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区には、これまで町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに係わる住民組織が3組織ありました。一つめは、平成9年に資源の効率的回収やごみ減量・リサイクルの意識の高揚と推進のために設置された「びん・缶街区路線回収連絡会」。二つめは、清掃事業を都で行っていた当時、各清掃事務所単位に、住民の任意団体としてごみ集積所の美化や分別の徹底などの活動を行ってきた「清掃協力会」。そして三つめが「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」に基づき、環境美化推進地区として指定された町会・自治会相互の情報交換の場として、平成9年に設置された「環境美化推進地区連絡協議会」です。

これらの組織の活動は、相互に関連する内容のものであり、参加されている方々もそれぞれの組織で重複して活動されている方が多くいました。そこで、これら3つの組織を統合し、これまでの組織に参加していなかった町会・自治会にも参加を呼びかけ、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて、区民の立場に立ってわかりやすく事業を展開していこうとの趣旨から、平成15年7月「練馬区環境清掃推進連絡会」が発足しました。

平成 17 年度は区内一斉清掃と区内主要 2 0 駅におけるクリーンアップキャンペーン、リサイクル施設見学会、講演会および地域の清掃活動の事業を実施しました。

生ごみの発生抑制

区では、生ごみの資源化を推進するために、家庭から出る生ごみを土にかえすコンポスト化容器や電気式生ごみ処理機の購入のあっせん、区立小・中学校・保育園等の生ごみの資源化、リサイクルセンターでの生ごみリサイクル普及活動など様々な施策を展開し、ごみの減量を図っています。

(1)学校等生ごみの資源化事業

区立の小・中学校 101 校、2 か所の学校給食総合調理場、保育園 59 園および福祉施

設7箇所から排出される生ごみを回収し、肥料化しています。平成 17 年度にこれら 区立施設および区役所庁舎から回収した生ごみは、1,107 t でした。また生成した肥料 は、一般公募により「練馬の大地」と名づけられました。

(2)生ごみ処理機等のあっせん

平成5年度から、家庭から出る生ごみを土にかえす生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っています。平成14年度からは、電気式生ごみ処理機のあっせんも始めました。平成17年度は合計30台の申込みがありました。

不用品の活用(再使用)

1 リサイクルマーケット支援

リサイクルマーケットは、家庭内で使わなくなった衣類、生活雑貨などを地域で再使用してもらうことを目的に実施しています。区では、このリサイクルマーケットを自主的に実施する団体に対して、区報への掲載、用品の貸し出し、チラシ・ポスターの印刷、公園使用の許可など、必要に応じ、支援を行っています。平成 17 年度は 182 回のリサイクルマーケットが実施されました。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、平成4年3月から区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置しています。「譲ります」、「譲ってください」という品物の情報カードを半月間掲示し、その管理・運営を区が行い、掲示内容の交渉と品物の受渡しは、当事者双方の責任において行っています。平成17年度の情報提供は、「譲ります」1,003件、「譲ってください」227件でした。そのうち譲渡成立の連絡件数は、「譲ります」544件、「譲ってください」28件でした。掲示板は、平成18年3月31日現在以下の13箇所に設置しています。

			=
区役所(西庁舎)	石神井庁舎	光が丘区民センター	練馬女性センター
中村橋区民センター	勤労福祉会館	石神井公園区民交流センター	関町リサイクルセンター
春日町リサイクルセン ター	春日町青少年館	平和台図書館	関町図書館
大息図書館			

第11章 役割分担と協働によるリサイクルの推進

再生資源のリサイクル (再生利用)

1 集団回収団体支援

集団回収事業は、各区の事業として平成4年に都から移管されました。資源回収業者と協力して、古紙・紙パック・古布・アルミ缶などの資源のリサイクルに取り組む区民の自主的な団体(町会、自治会、子ども会等)であれば、区の登録団体になることができます。

区は、登録団体から資源回収の実績について報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給しています。このほか、集荷場所案内板・雨よけシート等の支給や、電動空き缶プレス機の貸し出しを行っています。また、資源回収業者の紹介も行っています。

集団回収の実績

(回収量の単位:t)

	15年度	16年度	17年度
資源回収量	7,647	8,416	9,155
登録団体数	283	273	2 8 1

2 事業系の資源回収の支援(商店街・オフィスリサイクル・ねりま)

商店街、オフィス等から発生する事業系のダンボール、板紙、OA紙等の古紙類およびびん・缶について、回収業者が主体となって回収を行っています。ダンボールや板紙は平成8年10月から、OA紙やシュレッダー類は9年5月から、びん・缶については平成13年度から回収を行っています。区は、広報活動を通じて、事業系の資源回収の支援を行っています。

3 清掃事務所による古紙の回収

平成9年6月から都清掃局のモデル事業として、清掃事務所は光が丘地区でびん・缶の回収を開始しました。また、平成12年2月から全区で週1回古紙の回収を開始しました。 なお、びん・缶については、平成15年度から下記の街区路線回収に統合し、清掃事務所による回収は行わなくなりました。

清掃事務所による古紙の回収実績

(単位:t)

種別	15 年度	16 年度	17 年度
古 紙	20,258	19,972	21,543

4 街区路線回収(びん・缶・ペットボトル)

平成8年12月から関町北、関町東の地域で、週1回約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互にガラスびんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始しました。その後順次実施地域の拡大を図り、平成12年12月には清掃事務所による回収地域である光が丘地区を除くすべての地域で実施されました。これに伴い、ガラスびんと飲食用缶を回収していたこれまでの路線回収と地域分別回収、公共施設の拠点回収(飲料缶のみ)は廃止され、街区路線回収に統合されました。

なお、平成 13 年 3 月から 12 月にかけて、光が丘地区を除く区内全域でガラスびんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更しました。

さらに平成15年度からは、清掃事務所で回収していた光が丘地区も統合し、区内全域で 街区路線回収を展開することとなりました。

また、平成 16 年 7 月から早宮・春日町・田柄地域でびん・缶に加えペットボトルの回収を始めました。平成 17 年度のペットボトルの街区路線回収実績は 452 t でした。回収地域は順次拡大し、平成 18 年度中に区内全域で実施する予定です。

街区路線回収の回収実績

(単位:t)

種別	15 年度	16 年度	17 年度
アルミ缶	5 6 4	5 4 1	5 3 2
スチール缶	1,037	1,085	1,097
生きびん	3 6 4	3 6 9	3 7 0
ワンウェイびん	3,637	3,665	3,673
ペットボトル		8 8	4 5 2
計	5,602	5,748	6,123

単位未満は四捨五入を原則としていため計と内訳が一致しない場合がある。

5 拠点回収(紙パック)

区民が日頃利用しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの販売店および9か所の区立施設を拠点として回収を行っています。平成 18 年 3 月 31 日現在、回収車を派遣しているのは 37 店です。

6 拠点回収(使用済み乾電池)

区内 78 箇所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っています。また区立小中学校 70 校では、児童生徒を対象として、回収ボックスを設置し、回収を行っています。平成 17 年度の回収量は 65 t でした。

7 拠点回収(ペットボトル)

販売店を拠点として回収を行っています。平成 14 年度からは、それまで清掃事務所が行っていた販売店回収と区のリサイクル事業として行っていた販売店回収の事業の統合を行いました。平成 18 年 3 月 31 日現在、回収協力店は 304 店で、平成 17 年度の回収量は700 t でした。

8 拠点回収(古着・古布)

集団回収に参加が困難な区民に対して、古着・古布のリサイクルへの参加機会を確保するため、平成 14 年度から一部の区立施設を利用した回収を行っています。

平成 17 年度は 24 箇所の区立施設(他に臨時回収 4 箇所)で回収を行い、回収量は 363 t でした。

拠点回収の回収実績

(単位:t)

種別	15 年度	16 年度	17 年度
紙パック	6 7	6 4	5 7
乾電池	5 4	6 4	6 5
ペットボトル	7 8 8	8 3 9	700
古着・古布	3 1 4	3 2 7	3 6 3
計	1,223	1,294	1,185

9 エコストア

平成6年度に環境保全やリサイクル活動に積極的に取り組む販売店などを「エコストア」として認定し、区民に利用を推奨する制度を制定しました。平成16年度は49店を認定しています。主な活動内容は、紙パックやトレイなどの回収、生きびんの引き取り、環境配慮商品の販売、販売品の修理、下取りなどです。なお、現在事業の見直しを行っているところです。

区立施設におけるリサイクルの推進

再生資源の分別収集

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物の再利用を図るため、平成9年度から、 これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始しま した。 さらに平成13年度からは、乾電池の回収を開始しました。

区立施設回収の回収実績 (区役所庁舎を除く) (単位: t)

		J L CW ()	(+ 12)
	15年度	16年度	17年度
古 紙等	812.9	808.7	792.7
びん	9.8	11.6	11.8
缶	40.3	40.8	40.8
ペットボトル	11.9	16.6	14.5
トレイ	0.2	0.2	0.2
乾 電 池	1 . 4	1 . 2	1 . 4
計	876.4	879.0	861.4

第12章 ごみの適正処理を進める

ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分で行っています。可燃ごみは、生ごみや古紙回収に出せない紙などの焼却できるごみのことで、週2回収集しています。不燃ごみとは、金属やガラスなどの燃えないごみとプラスチックやビニールなどの焼却に適さないごみのことで、週1回収集しています。

可燃ごみ・不燃ごみは、収集日の朝に、集積所にごみ容器に入れて出すのが原則ですが、可燃ごみは東京 23 区推奨袋で、不燃ごみは東京 23 区推奨袋もしくは透明度の高い袋で出すこともできます。なお、中小の事業所、商店などから出される事業系ごみ(産業廃棄物を除く)は、有料ごみ処理券をはって出すことになっています。

また、粗大ごみは、概ね 30 c m角以上の家具などが対象で、「粗大ごみ受付センター」に申し込み、各戸ごとに有料で収集しています。粗大ごみについては、有料粗大ごみ処理券をはって出すことになっています。

収集場所と回数等

種 別	回数 収集場所		集積所へ出す時刻		
可燃ごみ	週2回	25,145 か所	決められた日の朝8時までに出す。(早		
不燃ごみ	週1回	25,145 か所	朝収集地域は、朝7時30分まで)		
粗大ごみ	週1回	各戸収集(申込制)	当日の朝8時までに自宅前に出す。		

資源回収については別の項に記載

*収集できないもの

- ・ 有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの
- · 処分場の管理または処分作業に支障をきたすおそれのあるもの
- 自動車部品、タイヤ、オートバイ

オートバイについては、国内製造業者 4 社と輸入業 12 社(平成 18 年 4 月現在)が自主取組として廃棄二輪車を適正に回収・リサイクルを行うシステムを構築し、その運用を平成 16 年 10 月 1 日より開始しました。

平成 13 年 4 月 1 日に施行された「家電リサイクル法」(特定家庭用機器再商品化法)により、洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫については、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうことになりました。

・ 平成 15 年 10 月 1 日から「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭系パソコンについても、パソコンメーカー等が受付窓口を設置し、リサイクルを実施しています。そのため、区はパソコンを粗大ごみとして収集していません。また、リサイクルにあたり、各メーカーで定める料金を支払う必要がありますが、平成 15 年10 月 1 日以降に販売されるパソコンで、パソコン 3 R 推進センターの定めた「P C リサイクルマーク」の表示があるものは、販売価格にリサイクル料金が含まれています。

戸別訪問収集

65歳以上の方のみの世帯、または障害のある方のみの世帯のうち、ごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない場合、職員が調査をさせていただいた上で、ごみ・古紙を玄関先などに取りに伺います。平成 18 年 3 月 31 日現在、686 件で収集を行っています。

見守りサービス

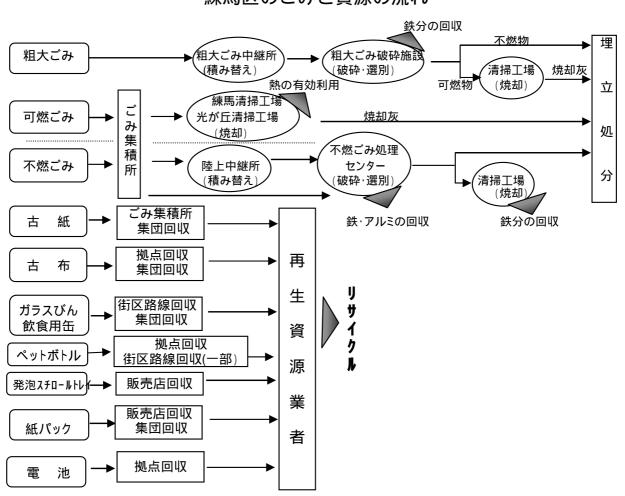
戸別訪問収集を利用している高齢者が1週間以上ごみを出さなかった場合に、清掃事務所から在宅介護支援センターに連絡し、センター職員が電話や訪問することにより、状況を確認する「見守りサービス」を平成15年4月から実施しています。対象は戸別訪問収集を利用している65歳以上の方のうち、ホームヘルパーなどによる援助を受けておらず、「見守りサービス」を希望する方です。平成18年3月31日現在、11件で収集を行っています。

ごみの処理

収集したごみのうち、可燃ごみは、区内にある練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理しています。不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターへ搬入して、破砕・減容

化し、鉄分・アルミ分を回収後、一部を大田清掃工場第二工場で焼却処理しています。粗大ごみは、中央防波堤内の粗大ごみ破砕処理施設で破砕した上で、資源を回収した後、可燃ごみと不燃ごみに分別し、可燃ごみは清掃工場で焼却処理しています。

なお、焼却灰は平成 14 年 12 月から板橋清掃工場内の灰溶融処理施設で処理し、生成したスラグを建設資材として再利用しています。また、破砕後のプラスチックなどは中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場で埋め立て処分しています。



練馬区のごみと資源の流れ

し尿の処理と浄化槽の助成

現在、区内における下水道の普及率はおおむね 100%に達していますが、ごく一部の地域でくみ取り式の便所が残っています。し尿については平成 16 年 3 月までは板橋東清掃事務所で収集していましたが、平成 17 年 4 月からは石神井清掃事務所で収集しています。

また浄化槽については、18年3月31日現在612基があり、このうち浄化槽清掃費の助成の対象となる一般家庭の浄化槽は21基であり、18件の助成を行いました。

一般廃棄物処理業の許可

- 一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければなりません。
- 一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物収集運搬業と処分業の2つに区分されます。平成17年度まで特別区においては各区長名で、東京二十三区清掃協議会が許可事務を行ってきました。(平成18年4月からは、各区で許可事務を行っています。)

区内の許可業者数は、平成 18年3月31日現在41社あります。

犬猫等の死体処理

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体については、25 k g 未満であれば清掃事務所が有料(一頭 2,600 円)で処理しています。平成 17 年度の処理件数は855 件でした。なお、道路上の動物死体については、原則として各道路管理者が引き取って処理しています。

防鳥用ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対しては、適切な管理を条件に清掃事務所と区役所清掃リサイクル課において、防鳥用ネットを無償で貸し出しています。平成14年2月からは、ご要望により宅配サービスも行っています。平成17年度の貸出枚数は、1,815枚でした。

有料ごみ処理券

お店や事業所・会社などの事業活動に伴って出るごみは、原則として事業者が責任を持って自己処理しなければなりません。しかし中小の事業者などで自分で処理することが困難な場合には、区が行う収集に支障のない範囲内で、有料で区のごみ収集に出すことができます。有料ごみ処理券は標識のあるお店・コンビニエンスストア・スーパーマーケットや練馬・石神井清掃事務所、区役所環境清掃部清掃リサイクル課で扱っています。有料ごみ処理券の種類と値段は下表のとおりです。

有料ごみ処理券の種類と値段

種類	セット枚数	販売価格(1枚単価)	色
特大・70 ¼相当	5 枚 1 セット	1,890円(378円)	茶
大・45	10枚1セット	2,430円(243円)	青
中・20	10枚1セット	1,080円(108円)	赤
小・10	10枚1セット	540円(54円)	黄

(特大・70 ¼相当は、不燃ごみ専用です)

有料粗大ごみ処理券

先にふれたとおり、粗大ごみの処理は有料です。有料粗大ごみ処理券は1枚200円のA券と1枚300円のB券があります。主な粗大ごみ処理手数料は表のとおりです。

主な粗大ごみ処理手数料とごみ処理券の組み合わせ

	電気・ガス・石油器具等	家具・寝具	その他 趣味・生活用品等
	○オーディオ機器 ○ラジカセ	○いす(ソファーを除く)	○板類(一束・鉄板類を除く)
	○ガステーブル(ガスコンロ)	○こたつ板	○ゴルフ用具 ○スキー板
	○こたつ(家具調こたつ以外でこた	○ふとん	○衣装箱 ○スーツケース
200 円	つ板を除く)	○マットレス(ベッドマ	○建具(アルミサッシおよびガラス
A1枚	○ストープ(ファンヒーターを除く)	ットを除く)	戸を除く)
AITX	○扇風機 ○掃除機	○座いす	○子ども遊具(ブランコおよび滑り
	○ビデオデッキ		台を除く)
	○家庭用電話機・ファックス		○乳児遊具(ベビーベッドを除く)
	○ハロゲン温風ヒーター など		○パイプ類 ○鏡(姿見)
500 III	○ファンヒーター	○アコーディオンカーテ	○編み機 ○アルミサッシ
500円	○ミシン(卓上式)	ン	○ガラス戸
A1枚 +	○湯沸器	○ソファー(1 人用)	○ブランコ・すべり台
B 1枚		○ベビーベッド (ベッド	○台車
D I 1X		マットを除く)	○物干し台(1個)
800 円	○衣類乾燥機	○シングルベッド(ベッ	○浴槽
A1枚	○風呂がま	ドマットを除く)	
+		○ベッドマット	
B 2 枚		○机(両そで机を除く)	
1400円	○ステレオ(ミニコンポを除く)	○ソファー(2 人用以上)	○オルガン
A1枚	○ミシン(卓上式を除く)	○ダブルベッド(ベッド	
+		マットを除く)	
B 4枚			
1900 円		○両そで机	
A 2枚			
+			
B 5 枚			

箱物家具手数料

箱型の家具については、「箱物家具」として同じ品物であっても、高さと幅の合計により、手数料が5段階に設定されます。

主な箱物家具の例

物置(解体した物のみ)、戸棚、食器棚、たんす、押入たんす、仏壇、レンジ台、カラーボックス、オーディオラック、流し台、スチール棚、本棚、チェスト、サイドボード、げた箱 など

	箱物家具の料金表		
200 円	幅と高さの合計が135cm 以下のもの		
500円	幅と高さの合計が135cmを超え180cm以下のもの		
800円	幅と高さの合計が180cm を超え270cm 以下のもの		
1400 円	幅と高さの合計が 2 7 0 cm を超え 3 6 0 cm 未満のもの		
1900円	幅と高さの合計が360cm 以上のもの		

マニフェスト制度

事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設(東京二十三区清掃一部事務組合が所管する清掃工場、中防不燃ごみ処理センター等)に搬入する事業者に対し、廃棄物の種類・排出場所等を記載したマニフェスト(一般廃棄物管理票)の提出を義務付けています。

これは、排出事業者が、収集運搬業者、処分業者に対してマニフェストを交付して、委託した廃棄物が最終処分まで移動することを常に確認しながら処理していくことで、不法投棄の防止など、廃棄物の適正な移動管理を確保することを目的としたものです。対象事業者は、事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出する者、事業系一般廃棄物を臨時に排出する者となっています。

なお、1日平均100kg未満の対象外事業者に対しても、一部事務組合が所管する処理施設へ搬入する収集・運搬事業者等に、排出事業者等を記載した「運転日報」を作成させ、適正処理の確保など、マニフェストによる指導と同様の指導が行われています。

清掃とリサイクル事業の今後の課題

ごみの減量に向けた取り組み

ごみの減量に向けた最も有効な取り組みは、ごみの発生を抑制していくことです。そのために、ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。大量生産・大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを変えていくために、区民・事業者・区の協働した取り組みが必要です。

ごみの分別の徹底と資源化

先に掲げた「統計から見た清掃とリサイクルの推移」にあるように、可燃ごみ、不燃ご みの中には分別すれば資源となるものが、それぞれ約 34%・26%程度含まれています。こ れらの資源化可能物の分別の徹底を図っていくことが、ごみを減らすためにも必要です。

また、現在の資源回収システムについても、事業者処理責任を明確にし、自主回収を促進していくとともに、地域住民が積極的に集団回収に参加できるようにしていく必要があります。その上で区の資源回収については、より効率的で、区民の皆様が出しやすいシステムを検討していく必要があります。

不法投棄と古紙の持ち去り

平成 17 年度において、ごみ集積所に出された未申請の粗大ごみや、集積所以外の場所に捨てられた粗大ごみなどの不法投棄ごみは、4 千点を超えています。区としては、「安全・安心パトロール」の一環として、「不法投棄防止パトロール」の実施や「不法投棄厳禁」の看板を作成し、希望する区民に配布する等の対策を行っています。

近年、古紙の持ち去り防止が練馬区においても大きな課題となっていました。そこで、 平成 17 年度に条例を改正し、古紙の持ち去り行為禁止を明確に規定するとともに、持ち去り防止パトロールを強化し、区内からの持ち去り行為の一層をめざしています。この結果、 平成 17 年度の回収量は、古紙全体で約 8 %、新聞紙だけに限ると約 15%増加しました。

廃棄されたプラスチックの処理のあり方

プラスチックは、家庭から排出される不燃ごみの約半分に達します。最終処分場のひっ 迫やエネルギーの有効利用の観点から、国や都の審議会において、プラスチックについて は埋立てるのではなく再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチックについては、 熱エネルギーとして回収するという方向性を打ち出しています。

こういった状況を踏まえ、東京 23 区では、平成 20 年度から廃プラスチックを可燃ごみとして収集し、熱回収することを決定しました。そこで、この廃プラスチックをどこまでリサイクルするかの検討が急務となっています。

家庭ごみの有料化

平成 17 年 5 月、国は一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、負担の公平化、住民の 意識改革を進めるため、ごみの有料化を推進すべきとの方針を打ち出しました。廃プラス チックの処理のあり方同様、家庭ごみの有料化は区民生活に大きな影響を与える問題です。

今後は、ごみの発生抑制や排出抑制等の観点も含め様々な角度から検討し、十分に議論を尽くしていくことが必要です。

清掃・リサイクル事業の区の推進体制

	1 一般廃棄物処理基本計画、リサイクル推進計画など区の清掃・リサイクル	事		
清掃リサイクル課	業の基幹となる計画の策定			
	2 ごみの収集や運搬の作業計画の策定			
	3 有料ごみ処理券の発券、供給管理			
	4 一般廃棄物処理業の許可および指導			
	5 浄化槽の設置、廃止の届出および指導			
	6 資源(古着・古布、飲食用ガラスびん、飲食用缶、ペットボトル等)の回	収		
	7集団回収等の区民が主体となって行うリサイクルに対する支援			
	8 生ごみの資源化等各種リサイクルの推進			
	9清掃リサイクル事業についての普及啓発 など			
練馬清掃事務所 石神井清掃事務所	1 ごみの収集および運搬			
	2 ごみ集積所での古紙(新聞・雑誌等)の回収			
	3 大規模建築物の廃棄物保管場所および再利用対象物保管場所の設置指導			
	4区民や大規模排出事業者等に対する排出指導			
	5 作業用自動車の運行・管理および修理 など			

[清掃・リサイクル関係資料編]

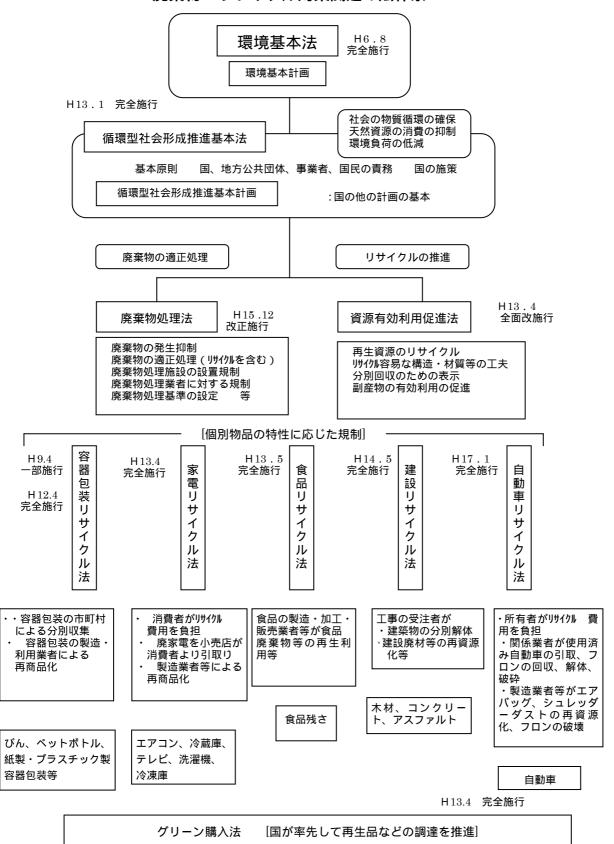
清掃事業における役割分担

特別	など		
各特別区	東京二十三区	東京都	
	清掃一部事務組合		
○一般廃棄物処理計画の策定	○清掃工場等の整備・管理・運営	○循環型社会づくりの推進	
○ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業	 ○不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の	 ○区市町村の廃棄物処理に関する財	
	整備·管理·運営	政的·技術的支援	
○ごみの再利用、資源化の推進	○し尿投入施設の整備・管理・運	〇最終処分場の設置・管理・運営	
	曾		
○分別収集計画の策定	(上記3点には下記を含む)	○産業廃棄物に関する事務	
○容器包装廃棄物の分別収集の実	 ・施設整備計画の策定	 ○一般廃棄物処理施設の届出受理お	
施		よび許可・指導	
○大規模排出事業者等に対する排	・建設、建替、プラント更新、		
出指導	設備の改造		
〇一般廃棄物処理業の許可および	・焼却灰、スラグなどの輸送		
指導			
○動物死体の処理(飼主等からの依	・清掃工場運営協議会の運営		
頼分)			
○浄化槽の設置・廃止の届出および	·発電、余熱利用		
指導			
○浄化槽清掃業の許可および指導	○搬入調整 		
○浄化槽保守点検業の許可および	○あわせ産廃の処理		
指導			
など	など	など	

東京二十三区清掃協議会

- ○廃棄物の収集および運搬に係る請負契約の締結に関する事務(管理執行事務)
- ○各区等のごみ処理等の事務の管理および執行に関して連絡調整事務。

廃棄物・リサイクル対策関連の法体系



資源有効利用促進法に基づき、平成 13 年 4 月から事業系パソコンの回収・リサイクルが実施され、平成 15 年 10 月からは、家庭系パソコンについても回収・リサイクルが実施されました。

『循環型社会白書平成 16 年版』環境省編を基に一部修正

資源有効利用促進法に基づいて表示されるマーク

「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づいて表示される、分別回収を促進するためのマークです。この法律で指定表示製品*に指定されているものについては、消費者が容易に分別できるよう、材質や成分その他分別回収に必要な事項を、マーク等の決められた様式で表示することが義務付けられています。

注:個々の物品・サービスの環境負荷情報を表すマークではありません。

*指定表示製品:分別回収をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品のこと。アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建設資材がこれに指定されています。

アルミ缶	スチール缶	ペットボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装			
ZZILE	⊋ ∃,	PET	M	₽			
ニカド電池	密閉型ニッケル・水素蓄電池	リチウム二次電池	小形シール鉛蓄電 池	塩化ビニル製建設資材			
Ni-Cd	N $_{\rm i}$ -M H	Li-ion	Рb	∞PVC			
記号のがあわせて表示される場合もあります							

清掃・リサイクルの項における参考文献・資料

- ・東京都一般廃棄物処理基本計画東京スリムプラン21 東京都編
- ・東京リサイクルハンドブック2004 東京都編
- 東京二十三区清掃一部事務組合編 「事業概要」
- ・環境省ホームページ
- ・東京都ホームページ
- ・東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ